

大会ホームページ

http://www.ecpr.or.jp/taikai/

問い合わせ先 企画財政課または

愛媛大会実行委員会事務局

(財団法人えひめ地域研究センター)

☎089・932・7750

利用可能時間

祝日、土・日曜、

年末年始の19時～23時

愛媛県小児救急医療電話相談

短縮ダイヤル#80000

(プッシュ回線・携帯電話)

☎089・913・2777

「コンビニ受診」を

控えましょう!

保健福祉課 内線621

医療機関の適正利用は、医師負担の軽減につながります。最近、休日や夜間に、軽症でも救急病院に飛び込む「コンビニ受診」が増えており、これが医師の負担増加を招き、ひいては退職や転職の要因ともなっています。そこで、比較的症状が軽い場合は、まずは「かかりつけ医師」に相談するほか、在宅当番医を利用しましょう。

子どもが夜間、急に病気やケガをした場合は、「愛媛県小児救急医療電話相談」をご利用ください。医師や看護師が症状に応じた適切な対処方法を助言します。

救急車の安易な利用が、生死にかかわる患者の搬送をさまざまなケースがあることも十分認識しておきましょう。

Uターン森林所有者再チャレンジ支援事業について

産業課 内線266

財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社では、愛媛県林業労働力確保支援センターに、会社や農協、市町役場等の退職を機会に、余暇時間などを活用して所有山林の整備などを始めようとする方々を支援する「Uターン森林所有者再チャレンジ支援窓口」を設置しました。

- ・林業技術を学びたい
- ・地域の指導者を紹介してほしい

- ・森林活用の情報がほしい
- など、どうかお気軽にご相談ください。

問い合わせ先

愛媛県林業労働力確保支援センター

☎089・934・6153

ニセ職員にご注意!

産業課 内線261

その手口とは

- ・ 公的機関の職員と名乗って「還付金があるから、キャッシュカードを持ってコンビニのATMに行ってください。迅速な返金をするために必要なので、着いたらATMの前から電話を掛けてください。」と言われ、相手の指示通りにATMを操作した。後で口座を確認したところ、還付ではなく振込みさせられていた。

- ・ 社会保険事務所や税務署、市町の職員を装って、「払戻金があるので連絡をして欲しい。」などと言い、金融機関の口座や携帯電話の番号を聞き出すとする。

予防と対策

- ・ 公的機関の職員が電話で還付金のお知らせをすることはありません。また還付があったとしても、ATMを操作させて返金することは絶対にありません。

- ・ 不審な点があるときは相手の話をうのみにしないで、電話をいったん切って落ち着いて

直接関係機関に確認をしましょう。一度だまし取られたお金を取り戻すことは難しいのです。

- ・ 被害に遭った場合は、すぐに金融機関に連絡しましょう。6月21日に「振り込め詐欺救済法」が施行され、凍結された振込先の口座に資金が残っている場合には、被害者に支払う制度が始まりました。そのためにも、届を出しておくことが大切です。

消費生活に関する相談窓口

役場産業課商工観光係または

愛媛県消費生活センター

☎089・925・3700

契約は慎重に!

産業課 内線261

契約について

「契約」は双方の意思が一致すれば「口頭」でも成立しますが、「契約書」を作成することで契約内容を明確にして、トラブルを未然に防ぐことができます。訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引は、契約書面の交付が義務付けられています。トラブル